

令和3年(2021年)9月10日

保護者のみなさま

豊中市教育委員会

緊急事態宣言の延長に伴う豊中市立小中学校の学校教育活動について

日頃は本市学校教育にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、令和3年(2021年)9月9日(木)に開催された大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の決定に基づき、同年9月10日(金)に開催された豊中市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本市の学校教育活動について下記の通り決定しましたのでお知らせいたします。

記

1. 緊急事態宣言の期間

令和3年(2021年)9月13日(月)～9月30日(木)

2. 学校教育活動について

学校においては、引き続き、感染拡大防止対策のさらなる徹底を図りながら、分散登校や短縮授業は行わず、通常形態の学校教育活動を継続することとします。なお、感染拡大により不安を感じて登校できない子どもたちには、ICT(オンライン等)を活用した学習支援を行います。

デルタ株の感染力を踏まえ、今後も引き続き感染防止対策について教職員に徹底します。

感染拡大により臨時休業になった場合に備え、速やかにICT(オンライン等)を活用した学びの保障や健康観察、心身のケアを行えるよう、引き続き学校にて準備を進めていくようにします。

児童生徒および教職員の昼食時における感染防止対策については、食事時の黙食、一定の距離をとる、換気について引き続き徹底を図ります。

運動会、体育大会等については、緊急事態宣言期間中においては延期または中止とします。ただし、延期が極めて困難な場合について、緊急事態宣言期間内に運動会、体育大会等を実施しようとするときは、教育委員会と別途協議します。

宿泊を伴う行事や府県間の移動を伴う行事について(9月13日～9月30日に出発する分)は、延期または中止とします。

部活動については、原則休止とします。ただし、学校が、公式戦やコンクールへの出場、発

表の場への参加及び参加に向けての活動にあたっての必要性を鑑み、実施を判断する場合においては、公式戦やコンクールへの出場、発表の場へ参加する日の当日から1週間前の期間に限り、感染拡大防止対策を徹底したうえで、活動時間を平日1時間以内、土日祝は2時間以内とし、実施することができます。なお、感染リスクの高い活動（生徒どうしが近距離で向き合う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動、身体接触を伴う活動など）は実施しません。引き続き、府内外を問わず、他校との練習試合や合同練習等は実施しません。

部活動の実施にあたっては、発熱や風邪症状がある場合は、活動への参加を見合わせるように指導を徹底し、活動前後の生徒どうしによる飲食を控えるとともに、更衣時には少人数で、身体的距離を確保するよう指導します。公式戦やコンクール等に参加する際は、学校として主催団体が十分な感染症対策を講じていることを確認するとともに、参加にあたっては、学校においても十分な感染症対策を講じます。

3. ご家庭における感染症拡大防止対策について

引き続き、お子様ご本人をはじめ、同居ご家族に発熱等、かぜ症状がみられる場合やPCR検査を受けることになった場合に登校させないこと、毎朝の検温、健康観察、登校時のマスクの正しい着用、手洗い、咳エチケットの徹底等について、一層のご協力をお願いします。お子様ご本人や同居ご家族がPCR検査を受けることになった場合も、速やかに学校へ連絡をお願いします。

保護者のみなさまには、不要不急の外出・移動の自粛、手洗い、マスク着用などの基本的な感染防止対策を徹底していただきますよう、よろしくをお願いします。

4. 放課後こどもクラブについて

通常運営を行います。なお、引き続き、必要最小限の利用にご協力をお願いいたします。

5. その他

- (1) 登校できない期間中、お子様の学力保障をはじめ、心身の安心・安全の確保に努めてまいりますので、心配なことがありましたら遠慮なく学校までご連絡ください。
- (2) 感染による偏見、差別につながらないよう、ご本人やご家族、関係者の人権尊重、個人情報保護の保護について、特段のご理解とご配慮をお願いします。
- (3) 今年度も学校行事等については、度重なる延期、時期や行先の変更等を余儀なくされております。現在の新型コロナウイルス感染状況によって、中止せざるを得ない判断も出ておりますことに、ご理解いただきますようお願いいたします。